

深川市 おくやみ ハンドブック

このたびは、大切な方を亡くされ、心よりお悔やみを申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、ご葬儀の後も相続や年金、保険など様々な手続きが必要となります。

深川市では、それらのうち、主に市へ申請・届け出いただく分を分かりやすく、スムーズに進められ

るよう『おくやみハンドブック』を作成しました。また本庁舎1階の市民生活課に『おくやみ窓口』

を設置し、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

おくやみ窓口とは？

ご遺族が死亡届を提出後、市役所で行う手続きをお手伝いする予約制の窓口です。

深川市役所1階 市民生活課 おくやみ窓口 0164-26-2256（おくやみ窓口専用電話）

受付時間は、午前9時～午後5時（※土日、祝日、年末年始を除く）

- ・ おくやみ窓口は **一日3組** 限定の予約制となっております。
1組目：午前10時～ 2組目：午後1時15分～ 3組目：午後3時15分～
来庁日の3開庁日前までにご予約をお願いします。
予約いただく際は、「おくやみ窓口の予約」とお伝えください。
- ・ 亡くなった方のお名前、ご住所、死亡日と窓口にいいらっしゃる方のお名前、続柄などをお伺いします。
- ・ 来庁の際は、手続き一覧（3～14ページ）を参照の上、必要な持ち物をお持ちください。
- ・ おくやみ窓口を使わずに、担当窓口で直接手続きをすることも可能です。

亡くなったあとの手続きの流れ

身近な方の死亡

期 限	各種届出・相続など	葬 儀
7日以内	死亡届の提出	近親者へ訃報を伝える 葬儀の手配 通夜・葬儀・告別式 初七日または十日祭 ほか
14日以内	公共料金等の契約変更や解約 国民健康保険の手続き 年金関係の手続き	
3か月以内	遺言書や相続財産の確認 相続人の特定 相続放棄 (市営墓地) 埋蔵届の提出	四十九日の法要または五十日祭 納骨 ほか
4か月以内	(亡くなった方の) 所得税の準 確定申告	
10か月以内	遺産分割協議 相続税の申告・納付 預貯金等の名義変更	
1年以内	遺留分侵害額請求	一周忌 ほか
2年以内	葬祭費・埋葬料の支給申請 高額療養費の請求申請 国民年金死亡一時金請求	三回忌 ほか

メモ

.....

.....

.....

お手続きにお持ちいただくもの

主な持ち物となります。亡くなった方により、持ち物が異なります。

詳細は次ページ以降を参照ください。

ご遺族の方のもの

- 認印（朱肉を使うもの）※届出人・相続人代表者・喪主が別な場合はそれぞれの印鑑
- 請求者のマイナンバー（個人番号）が分かるもの
- 来庁される方の本人確認書類
 - 写真付きのもの1点
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、障害者手帳など
 - 写真付きのものがない場合は、下記から2点
被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、学生証、クレジットカード、病院の診察券など
- 亡くなった方との関係が分かる戸籍謄本
- 預貯金通帳（相続人代表・喪主・未支給年金請求者・各種手当の新しい受給者）
- 葬儀の領収証（葬祭費を申請する場合）
国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者が亡くなると葬祭費が支給されます。
葬儀の代金である旨と、喪主の方の氏名が明記されているもの。
領収書に代えて、会葬礼状の提出でも可能です。
- 委任状（代理人の方が手続きを行う場合）

次ページ以降の「お手続きできる方」以外の方が来庁される場合は委任状（P16）が必要です。
戸籍に関する証明を請求できるのは直系親族のみです。それ以外の場合は委任状が必要です。

亡くなった方のもの

- マイナンバーカードまたは通知カード
 - 住民基本台帳カード（作成されている場合）
 - 印鑑登録証
- ～これより下のものは、次のページ以降をご覧ください、必要なものだけをお持ちください～
- 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書）
 - 身体障害者手帳等の各種手帳
 - 国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険などの被保険者証
 - 受給者証、医療証
 - その他、深川市から交付された証書類でご不明な点があるもの
- ※見つからないものがある場合はご相談ください。

各種手続き一覧

亡くなった方が各項目に当てはまる場合は、必要なものをご準備のうえ、お手続きください。
また、詳細が不明な場合は、事前に各担当課へご相談ください。

◆ 住民登録等

1	深川市で印鑑登録をしていましたか	担 当 課
		市民生活課 戸籍住民係 TEL 0164-26-2123
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方の印鑑登録は自動的に廃止となります。 ○ 印鑑登録証は窓口に返却いただくか、はさみを入れて処分してください。		<input type="checkbox"/> 特にありません
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証		<input type="checkbox"/> どなたでも可

2	マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	担 当 課
		市民生活課 戸籍住民係 TEL 0164-26-2123
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは廃止となります。 ○ マイナンバーカードは、死亡手続き等で必要な場合がありますのでしばらくお持ちいただくことをお勧めします。 （年金や生命保険等の手続きにマイナンバー[個人番号]を使う場合があります）		<input type="checkbox"/> 特にありません
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 特にありません		<input type="checkbox"/> 親族

メモ

◆ 国民健康保険・後期高齢者医療

3	【75歳未満の方】 国民健康保険に加入していましたか？① または国民健康保険に加入している方のいる世帯の 世帯主でしたか？	担 当 課
		市民生活課 保険年金係 TEL 0164-26-2133
お手続きの詳細		お手続きの目安
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた方が亡くなった場合、国民健康保険証や国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をご返却ください(郵送可)。 <input type="checkbox"/> ご家族で加入中の方がいる世帯の世帯主が亡くなった場合、世帯主名を変更した国民健康保険証を新しい世帯主あてに郵送します。		<input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> 相続人等

4	【75歳未満の方】 国民健康保険に加入していましたか？②	担 当 課
		市民生活課 保険年金係 TEL 0164-26-2133
お手続きの詳細		お手続きの目安
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた方が亡くなって葬儀を行った場合、喪主または施主（葬儀を行った方）に葬祭費3万円が支給されます。(口座振込)		<input type="checkbox"/> 葬儀を行った日の翌日から2年以内
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀費用に関する領収書 (葬儀を行った方の氏名の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の振込先口座が確認できる通帳等		<input type="checkbox"/> 喪主または施主

メモ

◆ 国民健康保険・後期高齢者医療

5	【75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方】 後期高齢者医療制度に加入していましたか？①	担当課
		市民生活課 保険年金係 TEL 0164-26-2133
お手続きの詳細		お手続きの目安
<input type="radio"/> 75歳以上の方は全員、後期高齢者医療制度に加入します。 (ただし、生活保護受給者や一部の外国籍の方を除く) <input type="radio"/> 後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなって葬儀を行った場合、郵送または窓口で手続きをすることで、喪主または施主(葬儀を行った方)に葬祭費3万円が支給されます。(口座振込)		<input type="checkbox"/> 葬儀を行った日の翌日から2年以内
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 葬祭者の氏名が記載された会葬礼状(香典返しのはがき)または葬儀社の領収書(氏名入) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証 (見当たらない場合も手続きできます。) <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の振込先口座が確認できる通帳等		<input type="checkbox"/> 喪主または施主 <input type="checkbox"/> 受取人を代理人とする場合は委任状が必要

6	【75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方】 後期高齢者医療制度に加入していましたか？②	担当課
		市民生活課 保険年金係 TEL 0164-26-2133
お手続きの詳細		お手続きの目安
<input type="radio"/> 後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなった場合、それまでお支払いいただいた後期高齢者医療保険料の還付金や、高額療養費が発生することがあります。 <input type="radio"/> 相続人を代表して、保険料還付金・高額療養費を受け取る方を指定いただく必要があります。		<input type="checkbox"/> 保険料還付金・高額療養費が発生していることを知った日から2年以内
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 法定相続人の振込先口座が確認できる通帳等		<input type="checkbox"/> 法定相続人(配偶者、子、父母、兄弟姉妹) 法定相続人ではない方を希望するときは委任状が必要

メモ

◆ 年金

7	公的年金を受給していましたか？	担 当 課
		市民生活課 保険年金係 TEL 0164-26-2133
お手続きの詳細		お手続きの目安
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金を受給していた（または受給せずに亡くなった）か、何の年金に加入していたかにより手続きに必要なものが異なります。 ○ 厚生年金の方は、砂川年金事務所（〒073-0192 北海道砂川市西4条北5-1-1 0125-52-3892）にお問い合わせください。※自動音声①⇒② ○ 共済年金の方は、各共済組合に連絡し、手続きをご確認ください。 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。 <input type="checkbox"/> 年金加入歴により、手続き先をご案内します。
必要なもの		お手続きできる方
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法定相続人の振込先口座が確認できる通帳等 <input type="checkbox"/> 法定相続人のマイナンバー（個人番号）が分かるもの 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ご遺族 <input type="checkbox"/> 代理人 ※委任状が必要

◆ ご高齢の方

8	高齢者バス助成制度を利用していましたか？	担 当 課
		高齢者支援課 介護予防係 TEL 0164-26-2644
お手続きの詳細		お手続きの目安
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者証をご返却ください。また、未使用の乗車券がある場合は、口座振込により払い戻しいたします。 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者証（黄色のカード） <input type="checkbox"/> 未使用の乗車券（お持ちの場合） <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる通帳等 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> どなたでも可

9	緊急通報システムを利用していましたか？	担 当 課
		高齢者支援課 介護予防係 TEL 0164-26-2644
お手続きの詳細		お手続きの目安
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通報システム利用の解約手続きが必要です。NTT 東日本（116 番）へ電話連絡のうえ、指示に基づいて装置（シルバーホン）の返却をしてください。 ○ NTT 東日本への解約手続き後、担当課に連絡をしてください。 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特にありません 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人等

◆ ご高齢の方

10	在宅老人等給食サービスを利用していましたか？	担当課 高齢者支援課 相談サービス係 TEL 0164-26-2606
	○ 在宅老人等給食サービス利用の解約手続きが必要です。	□ 出来るだけ早めに手続きを。
お手続きの詳細		お手続きの目安
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 親族等の印鑑 <input type="checkbox"/> 容器（既に回収している場合があります）		□ 親族等

11	SOSネットワークに登録していましたか？	担当課 高齢者支援課 相談サービス係 TEL 0164-26-2606
	○ SOSネットワーク登録解除の手続きが必要です。	□ 出来るだけ早めに手続きを。
お手続きの詳細		お手続きの目安
必要なもの		お手続きできる方
□ 親族等の印鑑		□ 親族等

12	深川市家族介護用品支給事業を利用していましたか？	担当課 高齢者支援課 相談サービス係 TEL 0164-26-2606
	○ 深川市家族介護用品支給事業の解約手続きが必要です。	□ 出来るだけ早めに手続きを。
お手続きの詳細		お手続きの目安
必要なもの		お手続きできる方
□ 親族等の印鑑		□ 親族等

メモ

.....

.....

.....

◆ 介護保険

13	介護保険に加入していましたか？①	担当課 高齢者支援課 介護保険係 TEL 0164-26-2238
	お手続きの詳細 <input type="radio"/> 介護被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証をご返却ください（郵送可）。	お手続きの目安 <input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担割合証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証		お手続きできる方 <input type="checkbox"/> 相続人等

14	介護保険に加入していましたか？②	担当課 高齢者支援課 介護保険係 TEL 0164-26-2238
	お手続きの詳細 <input type="radio"/> 介護保険に加入していた方が亡くなった場合、介護保険料の還付金、未納分の請求が発生することがあります。 <input type="radio"/> 相続人を代表して、介護保険料の還付や賦課徴収に関する書類を受け取る方、振込先口座を指定していただく必要があります。	お手続きの目安 <input type="checkbox"/> 還付金が発生していることを知った日から2年以内
必要なもの <input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座が確認できる通帳等		お手続きできる方 <input type="checkbox"/> 相続人等

メモ

◆ 子ども・子育て

受給者または保護者の方が亡くなった時の手続きです。

【医療・手当】

15	子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けていますか？	担当課
		市民生活課 保険年金係 TEL 0164-26-2133
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 受給者または保護者が亡くなった場合は、医療費受給者証の変更の手続きが必要です。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
□ 各医療費受給者証		□ 配偶者 □ 親族等

16	中学校3年生までの子がいて、児童手当を受けていましたか？	担当課
		健康・子ども課 子育て支援係 TEL 0164-26-2237
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 受給者が亡くなった場合は、児童手当の受給者変更の手続き等が必要です。		□ 亡くなった日の翌日から数えて15日以内 ※手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。
○ 受給者の配偶者が亡くなった場合、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。		
必要なもの		お手続きできる方
□ マイナンバー確認書類 □ 健康保険証 □ 請求者(対象児童と保護者)名義の預金通帳等 ※手続きの内容によりその他必要な書類があります。		□ 配偶者 □ 親族等

17	児童扶養手当の交付を受けていましたか？	担当課
		健康・子ども課 子育て支援係 TEL 0164-26-2237
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、健康・子ども課で手続きをしてください。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
○ 対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。		
必要なもの		お手続きできる方
□ 本人確認書類およびマイナンバー確認書類(申請者) □ 児童扶養手当証書 □ 請求者名義(対象児童と保護者)の預金通帳等 この他、個人の状況により必要な書類等が異なります。		□ 亡くなった方の親族等 ※続柄の確認等が必要です。 来庁前に担当課へご連絡ください。

◆ 子ども・子育て

受給者または保護者の方が亡くなった時の手続きです。

【保育園】

18	保育園・認定こども園・幼稚園に通園している子がいますか？	担当課
		健康・子ども課 子育て支援係 TEL 0164-26-2237
お手続きの詳細		お手続きの目安
<input type="radio"/> 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、健康・子ども課で手続きをしてください。 <input type="radio"/> 対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。		<input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 個人の状況により必要な書類等が異なります。		<input type="checkbox"/> 対象児童の保護者

◆ 保健福祉

19	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていましたか？	担当課
		社会福祉課 障がい福祉係 TEL 0164-26-2152
お手続きの詳細		お手続きの目安
<input type="radio"/> 各種手続きが終了されましたら、手帳をご返却ください。 <input type="radio"/> 返却前に手帳のコピーをしておくことをお勧めします。 <input type="radio"/> 「自立支援医療受給者証」、「障害福祉サービス受給者証」や「ハイヤー料金助成券」をお持ちの場合はご返却ください。		<input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 現在所持している手帳 <input type="checkbox"/> 各種受給者証（お持ちの場合）		<input type="checkbox"/> どなたでも可

メモ

◆ 税金

20	個人住民税（市・道民税）が課税されていましたか？	担 当 課
		税務財政課 課税係 TEL 0164-26-2236
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 1月1日にご存命で前年分の所得に対する住民税が課税で、通知時(原則6月中旬頃)に亡くなっている方は、相続人の方へ通知・納付書を送付します。		<input type="checkbox"/> 特にありません
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 特にありません		<input type="checkbox"/> 相続人

21	固定資産（家屋・土地）を所有していましたか？	担 当 課
		税務財政課 課税係 TEL 0164-26-2166
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 固定資産の所有者変更手続きが必要になります。 ○ 法務局に登録している土地・家屋については、法務局で相続登記手続きをしてください。 旭川地方法務局（0166-38-1111） ○ 法務局に登録していない家屋については、税務財政課へ納税義務者承継届の提出が必要です。		<input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続放棄した場合） <input type="checkbox"/> 登録口座の銀行届出印及び通帳（※新たに口座を登録する場合） <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書（※作成している場合） ※ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		<input type="checkbox"/> 相続人

22	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していましたか？	担 当 課
		税務財政課 課税係 TEL 0164-26-2166
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ これから車両を所有する方に名義変更、または廃車手続きが必要です。		<input type="checkbox"/> 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車する場合） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 譲渡証明書（※相続人以外の名義にする場合） <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書（※作成している場合） ※ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 現所有者

◆ 税金

23	市税に未納や納期未到来分がありますか？	担 当 課
		税務財政課 納税係 TEL 0164-26-2236
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなられた方の市税（市・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税）に未納や納期未到来分がある場合は相続人に納付していただく必要があります。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続放棄した場合） ※ 相続人であることを確認出来る書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		□ 相続人

24	市税を口座振替により納税していましたか？	担 当 課
		税務財政課 納税係 TEL 0164-26-2236
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 市税を亡くなられた方の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。引き続きご家族等の口座から口座振替を希望される場合は、改めて口座振替依頼書を提出していただく必要があります。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 登録口座の銀行届出印及び通帳 ※ 相続人であることを確認出来る書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		□ 相続人

メモ

◆ 市営住宅

25	市営住宅にお住まいでしたか？	担 当 課
		建築住宅課 市営住宅係 TEL 0164-26-2453
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 住宅の名義人や同居者が亡くなった場合は手続きが必要です。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
□ 印鑑 □ 個人の状況により必要な書類等が異なります。		□ 名義人 □ 同居の親族、その他の親族 □ 成年後見人等

◆ 水道

26	水道契約の名義人でしたか？	担 当 課
		上下水道課 業務係 TEL 0164-26-2365
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方が水道契約の名義人であった場合は、名義人の変更の手続きが必要となります。 ○ 亡くなった方が名義人である水道契約を廃止にする場合は、水道契約の廃止手続きが必要となります。 ※ いずれの場合も、上下水道課業務係にご連絡ください。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
□ 特にありません		□ 亡くなった方の親族等

◆ その他

27	墓地の使用許可を受けていましたか？	担 当 課
		市民生活課 環境衛生係 TEL 0164-26-2444
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 一般墓地の使用権者が亡くなった場合は使用権の承継手続きが必要となります。 ※ 来庁前に市民生活課 環境衛生係にご連絡ください。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
□ 一般墓地使用権承継届 □ 亡くなった方との関係がわかる戸籍謄抄本、その他使用者との続柄を証する書類 □ 新使用権者の住民票（取得後3ヶ月以内で本籍の記載のあるもの） □ 一般墓地使用許可証 □ その他市長が必要と認める書類		□ 新使用権者 （相続人、親族、縁故者等）

◆ その他

28	遺骨は市営墓地に埋蔵しますか？	担 当 課
		市民生活課 環境衛生係 TEL 0164-26-2444
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 一般墓地に亡くなった方の遺骨を埋蔵する場合は事前に埋蔵手続きが必要となります。 ※ 来庁前に市民生活課 環境衛生係にご連絡ください。		□ 出来るだけ早めに手続きを。
必要なもの		お手続きできる方
□ 一般墓地埋蔵届 □ 火葬許可証 □ 一般墓地使用許可証		□ 使用権者 (相続人、親族、縁故者等)

29	犬を飼っていましたか？	担 当 課
		市民生活課 環境衛生係 TEL 0164-26-2444
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 飼い主が亡くなった場合は所有者の変更届が必要です。		□ 犬の所有者になった日から30日以内
必要なもの		お手続きできる方
□ 鑑札番号をメモしてお持ちください		□ 新しい飼い主 ※ 市外在住の方は住所地で畜犬登録の手続きをしてください(当市で行う手続きはありません)

30	農地の相続の届出はお済みですか？	担 当 課
		農業委員会 農地振興係 TEL 0164-26-2385
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 農地を相続された場合は手続きが必要です。		□ 相続を知った時から概ね10カ月以内
必要なもの		お手続きできる方
□ 相続登記済の登記事項証明書または登記識別情報の写し(農地法第3条の3第1項の規定による届出) □ 印鑑		□ 相続人

◆ その他

31	森林の所有者変更届はお済みですか？	担 当 課
		農政課 耕地林務係 TEL 0164-26-2245
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 森林を相続された場合は手続きが必要です。		□ 所有者となった日から90日以内
必要なもの		お手続きできる方
□ 森林の土地の位置を示す地図 □ 森林の土地の登記事項証明書、その他の届出の原因を証明する書面（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出） □ 印鑑		□ 相続人

メモ

頼む方が、すべての欄を自書で記入してください。

窓口に来る方は、自身の本人確認書類と記入された委任状を持参してください。

委任状

深川市長 宛

令和 年 月 日

(頼む方)

住所

氏名

生年月日

大・昭・平・令 (外国人は西暦で記入)
年 月 日

(窓口に来る方)

住所

氏名

生年月日

大・昭・平・令 (外国人は西暦で記入)
年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。

(↓該当する項目に「☑」チェックしてください)

住民票 (世帯全員 世帯一部) 通
(注) 戸籍証明書は、本籍と筆頭者を記入してください。

※委任事項で特に必要があるときは記入してください。(例:「一部」「抄本」の場合、誰の分が必要)

証明書の請求事項

戸籍 { 全部事項証明書 (謄本) 通
除籍 { 個人事項証明書 (抄本) 通
戸籍の附票 (全部 一部) 通
身分証明書 通
その他 () 通

本籍

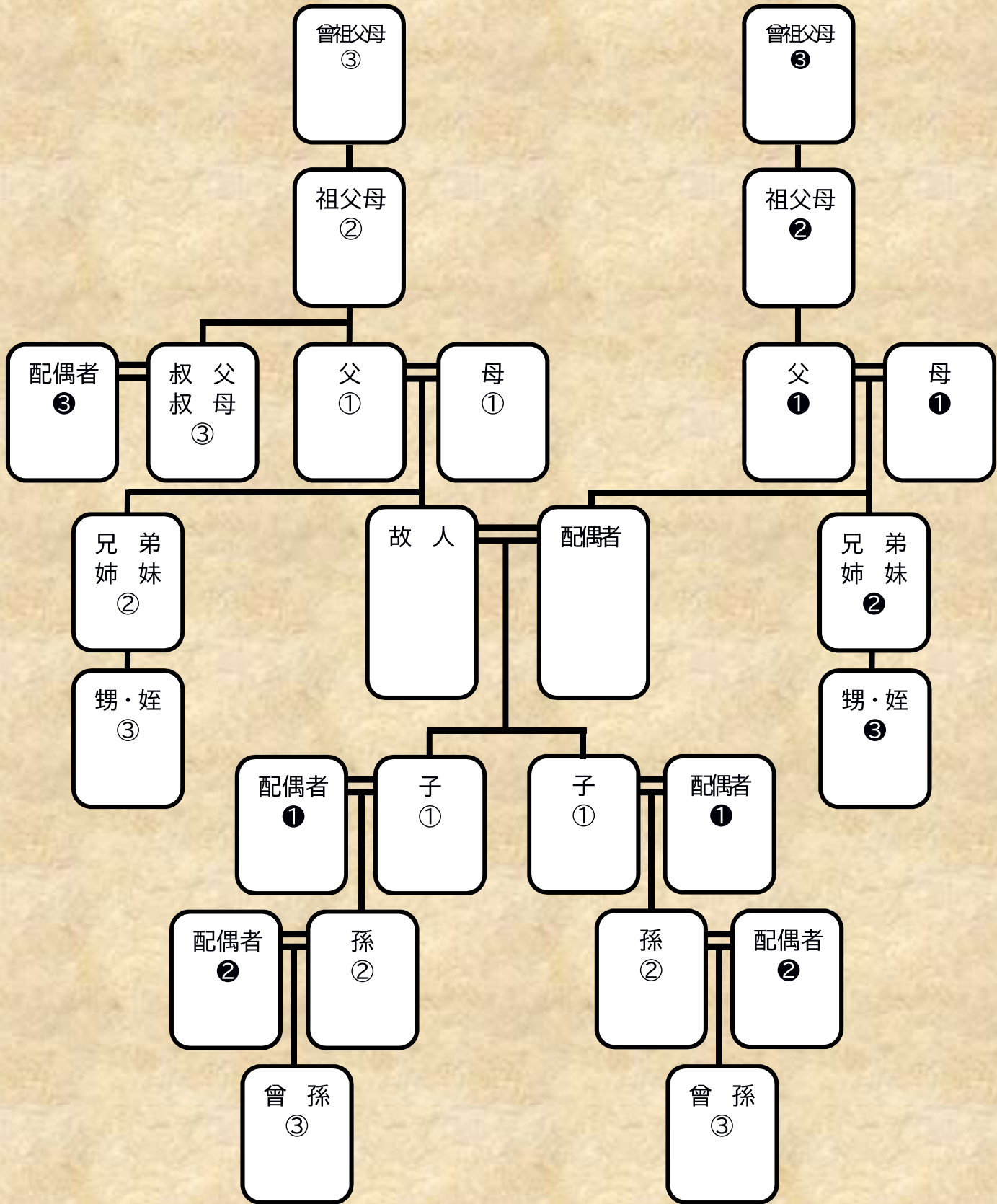
筆頭者

住民異動 (転入届 転居届 転出届 世帯変更届)

届出・申請

その他 ()

3親等以内の親族



お手続きをされる方の続柄の参考にお使いください。

続柄下段の数字は、一親等から三親等までの血族 (①~③) と姻族 (①~③) を表示しています。

市役所以外での主な手続き

手続きの種類	主な手続き	☑	問い合わせ先など
生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社 3年を経過すると時効となります
預貯金口座	口座凍結解除手続き	<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
株式等	名義変更	<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
固定電話・携帯電話 インターネット	契約継承、解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
電気・ガス・灯油	名義変更、解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
NHK受信料	名義変更、解約	<input type="checkbox"/>	NHKふれあいセンター フリーダイヤル：0120-151515
パスポート	パスポートの返却	<input type="checkbox"/>	北海道パスポートセンター 011-219-3388 にご相談ください。
運転免許証	免許証の返納	<input type="checkbox"/>	旭川運転免許試験場 0166-51-2489 深川警察署 0164-23-0110
軽自動車	名義変更等	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 旭川事務所 050-3816-1765 にご相談ください。
普通自動車	名義変更等	<input type="checkbox"/>	北海道運輸局 旭川運輸支局 050-5540-2003 にご相談ください。
バイク (125ccを超えるもの)	名義変更等	<input type="checkbox"/>	
不動産の相続登記	所有権移転等	<input type="checkbox"/>	旭川地方法務局 登記部門 0166-38-1161 にご相談ください。
法定相続情報証明制度	「法定相続情報一覧図」 の作成や交付	<input type="checkbox"/>	
国税（所得税・相続税等）	所得税の準確定申告・相 続税の申告等	<input type="checkbox"/>	深川税務署 0164-23-2191 にご相談ください。

おくやみハンドブック
令和5年（2023年）10月 初版発行
深川市 市民福祉部 市民生活課
〒074-8650
北海道深川市2条17番17号
電話 0164-26-2123（市民生活課直通）